

社会資本メンテナンスの確立に向けた
緊急提言：民間資格の登録制度の創設について

平成 26 年 8 月

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会

目次

はじめに	1
1. 資格制度を取り巻く現状と課題	2
(1) 答申・法律等における資格制度の方向性		
(2) 地方公共団体における資格の活用状況		
(3) 点検・診断等に関する既存資格の現状		
(4) 点検・診断等の資格に関する課題		
2. 目指すべき資格制度	4
(1) 法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者の確保		
(2) 点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度		
(3) 最新の点検・診断技術等を修得した技術者を評価する資格制度		
3. 資格制度の対象とする施設等	5
(1) 対象施設		
(2) 対象業務		
(3) 対象業務の技術水準		
(4) 対象技術者のレベルに応じた評価		
4. 民間資格の登録要件等	6
(1) 民間資格の登録要件の設定等		
(2) 民間資格の登録後の運用		
5. 民間資格の評価・登録のプロセス	9
(1) 国土交通省による登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化		
(2) 民間資格の公募		
(3) 民間資格の評価・登録		
(4) 登録の公示		
(5) 登録された民間資格の活用		
6. 今後の更なる検討に向けて	10
(1) 今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応		
(2) 施設・業務の分野横断的な資格への拡充、分野間の連携・調整		
(3) 資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築		
(4) 行政職員の能力向上		
(5) 新たな資格の創設		
(6) 維持管理以外の業務範囲への展開等		
別紙 点検・診断等に必要な知識・技術	13

はじめに

我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されている。社会資本の維持管理・更新については、国のみならず、社会資本の多くを管理している地方公共団体等を含めた、我が国全体の大きな問題となっている。

このような中、国土交通省では、平成24年7月に国土交通大臣から社会資本整備審議会及び交通政策審議会（以下「審議会」という）に「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」の諮問が行われた。

本諮問を受け、審議会は、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会（以下、「技術部会」という）にこれを付託し、更に技術部会では、社会資本メンテナンス戦略小委員会（以下、「小委員会」という）を設置して、平成25年12月25日に答申をとりまとめたところである。

答申では、国土交通省や地方公共団体等が重点的に講ずべき具体的な施策について提言を行った。他方、今後更にその施策の具体化に向けた検討を行う必要があることから、以下の4つの事項について、引き続き小委員会において具体的な検討を進めることとした。

1. 点検・診断に関する資格制度の確立
2. 維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策
3. 維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化
4. メンテナンス技術の国際化

このうち、早急に対応すべき事項として、まず「1. 点検・診断に関する資格制度の確立」について、優先的に検討を進めることとした。

なお、調査審議にあたっては、点検・診断・補修設計等に必要な知識・技術、資格の評価・審査時に確認すべき技術的事項など、各施設分野で整理が必要な事項については、小委員会の下に各施設分野の有識者から構成される資格制度ワーキンググループ（以下、「資格制度WG」という）を設置して検討を行った。

本技術部会では、小委員会の検討をもとにして、資格制度の全体像、民間資格の評価の流れ、民間資格の評価の視点及び点検・診断・補修設計時に求められる知識・技術について調査審議を行い、資格制度の構築について、速やかに講じるべき措置の内容及び今後の検討課題についてとりまとめたので、緊急提言を行うものである。

なお、検討対象は国土交通省所管の社会資本分野の施設のうち主に土木構造物とし、国家資格により資格制度が整っている建築物については対象から除いている。

1. 資格制度を取り巻く現状と課題

(1) 答申・法律等における資格制度の方向性

メンテナンスを確実に実施するための資格制度については、審議会答申「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」（平成25年12月）において、重点的に講ずべき施策として提言されるとともに、社会資本整備審議会道路分科会建議「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」（平成26年4月）においても民間の技術力を引き出す仕組みづくりとして提言されている。一方、小委員会での審議内容も踏まえ、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月：インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）、「国土交通省インフラ長寿命化計画（平成26年5月）」において、資格制度の検討が位置づけられ、さらに本年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されている。

(2) 地方公共団体における資格の活用状況

国土交通省では、地方公共団体に、点検・診断等の業務に関して現状での取組及び今後の方向性についてアンケートを行っている。

その結果、点検・診断等の業務を確実に実施するために、現在、都道府県・政令市の8割以上で発注業務における配置技術者に資格要件を設定しており、また、今後の方向性についてはほぼ全ての自治体で「業務における配置技術者に資格要件を義務化」と回答があった。一方、その他の市区町村では現在「特別な取組を行っていない」という回答が最も多かったが、今後の方向性については全体の半数程度が「業務における配置技術者に資格要件を義務化」と回答があった。なお、資格要件として設定されている資格は、都道府県・政令市、その他の市区町村のいずれも、技術士あるいはRCCM（※）との回答が多かった。

このように、アンケート結果から、地方自治体では点検・診断等を確実にを行うために、業務の実施に際しての資格要件の義務化の検討が強く求められていることが明らかとなっている。

※RCCM：シビルコンサルティング マネージャ(Registered Civil Engineering Consulting Manager)

(一社)建設コンサルタンツ協会の資格

(3) 点検・診断等に関する既存資格の現状

社会資本の維持管理に関わる技術者（※）に対しては、以下のとおり現在さまざまな内容や技術水準の資格が存在している。

※社会資本の維持管理に関しては、さまざまな内容の作業があり、そのそれぞれに対して必要となる知識・技術を有する者が関与している。本提言における「技術者」は、業務全体をマネジメントする者や、高度な技術・知識を有する者のみならず、専門的な技能を有する者も含めた概念とし、総じて「技術者」と表記する。

①国家資格と民間資格

点検・診断等に関連する国家資格については、現在、発注業務の参加資格要件として技術士が一般的に用いられているが、技術士には点検・診断等に主眼を置いた部門は存在していない。

他方、民間資格については、現在、発注業務の参加資格要件として一般的に用いられている資格として、RCCMや土木学会認定技術者資格などの他、点検・診断等に主眼を置いたものも含め多様な多くの資格が存在している。

②民間資格の種類

点検・診断等に関連する民間資格は、概ね以下のように分類される。

- I. 分野別型：施設分野の分類が存在する資格
(例：道路、河川、港湾、公園、空港など)
- II. 材料別型：特定の材料の点検・診断等に特化した資格
(例：コンクリート、鋼)
- III. 特定技術型：点検・診断等に関する特定技術に特化した資格
(例：特定点検機器の操作技術等)

③資格付与の条件等

既存の民間資格においては、試験等の実施形態（筆記試験のみ、筆記試験とあわせ口頭試験を実施、受験時の講習受講の有無）、受験条件（学歴、一定期間の実務経験）、更新制度の有無、剥奪制度（資格の取消）の有無、資格の技術水準に階層を設定しているものなど、資格付与の条件等は様々なものとなっている。

(4) 点検・診断等の資格に関する課題

社会資本の点検・診断等に関連する資格には様々な内容や技術水準の資格が存在しているが、他方、法令改正や基準・マニュアル等の見直し、技術開発の進展など、昨今、点検・診断等に求められる知識・技術は着実に変化してきている。

このような状況を踏まえ、点検・診断等の資格に関する課題は、以下のとおりである。

①点検・診断等の業務に必要な技術内容・水準の明確化

様々な内容や技術水準の資格を、点検・診断等の業務の内容、特性に応じて適切に活用し、点検・診断等の一定の水準を確保していくためには、あらかじめ点検・診断等の業務の実施にあたり必要となる技術内容・水準を明確にして、既存の資格を評価していく必要があるが、現在そのような仕組みは存在していない。

②技術者の確保

道路法や河川法等の法令が改正され、点検頻度など定期点検の義務化が法令で定

められた。また、今後、建設後50年以上経過する社会資本の割合が急激に増加することに伴い、点検・診断等の業務も増大することが予想される。

したがって、今後、点検・診断等の業務を適切に履行できる技術者の育成・確保が必要である。

③新しい基準・マニュアル等への対応

現在、多くの分野で、これまで得られた知見や点検結果を踏まえ、各種基準・マニュアル等の見直しの検討が行われている。また、今後もメンテナンスサイクルの実施に伴い、点検・診断等に係る新たな知見が得られ、基準等に反映されることとなる。

点検・診断等を実施する技術者は、常に新たな基準・マニュアル等に基づき確実に業務を実施していくことが求められる。

④メンテナンス分野での新たな技術の導入

メンテナンスに関する技術開発については、新技術情報システム(NETIS)等を活用し、公募した技術の現場活用、次世代社会インフラ用ロボット開発の導入・検討、モニタリング技術の活用・推進など、各方面で検討が進められている。

各施設分野において、今後、メンテナンス技術が急速に進展し、その活用が図られることが想定され、これらの技術を修得している技術者を育成・確保していく必要がある。

2. 目指すべき資格制度

国土交通省は、点検・診断等に必要な知識・技術の体系化、明確化を速やかに図り、その技術を有する技術者を活用することにより社会資本が適切に維持管理されるよう、資格制度の構築、運用、更には、地方公共団体での活用の促進を図ることが責務である。

また、地方公共団体は、資格制度の活用等により、社会資本の適切な維持管理を行うことが責務である。

一方、民間資格を運営している団体は、国土交通省が構築する資格制度の趣旨も踏まえ、たゆまぬ自己改革により、より一層すぐれた技術者の輩出に取り組むとともに、これら技術者の知識・技術水準の維持・向上を継続的に図っていく責務がある。

このため、国土交通省は、点検・診断等の業務内容ごとに必要とする知識・技術水準を明らかに示すとともに、それに基づき社会資本の維持管理に関する様々な民間資格を評価し、その技術水準が確保された資格の活用を図るため、すみやかに以下の方向で資格制度を構築すべきである。

また、一定の技術水準が確保される民間資格が存在しない、あるいは複数の民間資格を組み合わせたとしても一定の技術水準を確保することが困難な場合は、必要に応じて新たな資格の創設を検討すべきである。

(1) 法令・基準等に基づき確実に点検・診断等が実施できる技術者の確保

社会資本の維持管理を適切に実施していくためには、まず関係法令のほか、道路・河川等の各施設分野において定めている技術基準や点検要領などを適確に理解し、これら

の基準等に基づく点検・診断等を着実に実施できるレベルの技術者を将来にわたり確保していくべきである。

(2) 点検・診断等の発注業務単位と連動した資格制度

点検・診断等の民間企業への発注は、通常、橋梁、堤防等の対象施設ごとに行われている。またその発注単位は、各々の施設の特性に応じて、点検や診断の業務を分割して別々に発注するもの、統合して一体的に発注するものなど、様々である。効果的・効率的に業務を実施していくためには、対象施設ごとの発注業務単位の範囲にできるだけ合致した資格の活用を図るべきである。

(3) 最新の点検・診断技術等を修得した技術者を評価する資格制度

日々進歩するメンテナンス技術に対応するため、最新の点検・診断技術を修得した技術者を評価する資格制度を構築すべきである。

3. 資格制度の対象とする施設等

資格制度の対象とする施設や業務、技術水準等の考え方は以下のとおりである。

(1) 対象施設

国土交通省所管の社会資本分野には、橋梁、トンネル、舗装、堤防・河道、水門・樋門等、ダム、港湾など様々な施設が存在するが、これらのうち当面検討を急ぐ所管施設から検討を進め、段階的にその充実を図っていくべきである。

(2) 対象業務

対象施設の維持管理に関する一連の業務には、点検、診断、補修設計等があるが、民間事業者に外注を行っている業務で当面検討を急ぐものから検討を進め、段階的にその充実を図っていくべきである。なお、本提言では維持管理に関する業務の主な内容を以下のように整理している。

- ・点 検：部材等の損傷状況の把握、基準・マニュアル等に基づく損傷区分の判定、点検結果の記録など
- ・診 断：点検結果を踏まえた構造物全体での対策区分の判定、対策優先度の検討、健全度の評価など
- ・補修設計：点検や診断の結果を踏まえた構造物の補修対策・工法の立案・設計、現場条件を踏まえた施工計画の立案など

(3) 対象業務の技術水準

施設の点検・診断等の対象や内容の中には、長大橋など特殊性が高いものや高度な技術を必要とするものもあるが、施設数では圧倒的に数の多い地方公共団体が管理する施

設における点検・診断等での活用を念頭におき、当面は一般的な施設で通常必要とする技術水準が確保できることを目指すべきである。

(4) 対象技術者のレベルに応じた評価

入札契約等での活用を図るため、必要とする技術は、業務発注における技術者の役割（管理技術者、担当技術者）に対応したものとすることが望ましく、必要に応じてそれぞれのレベルに必要な知識・技術を明確にすべきである。なお、管理技術者、担当技術者の業務は以下のとおりである。

- ・「管理技術者」：業務の受注者において、契約の履行に関し、業務全体の監理を行う責任者。（※1）
- ・「担当技術者」：業務の受注者において、管理技術者の監理の下で、業務の履行にあたって、実務を担当する者。（※2）

なお、別紙に資格制度の対象とする施設や業務、技術水準等を示す。

※1 「管理技術者」：受注業務の遂行にあたって、業務全体のマネジメントや工程管理等を行う役割を担う受注者側の責任者。

※2 「担当技術者」：業務の実務を担当し、受注業務の履行に携わる管理技術者以外の技術者。例えば、点検業務では、実際に現場に赴き点検作業に従事する技術者や、管理技術者の下で一定の担当技術者グループの統括や作業指示・管理を行う技術者のみならず、現場に赴くことなく点検作業の結果の取りまとめのみに従事する技術者も含む場合もある。

4. 民間資格の登録要件等

国土交通省は、民間資格の登録にあたりその要件を明確に示す必要があるが、技術的な水準の維持確保だけでなく、資格付与にあたっての公正かつ適正な手続きを確保し、また、有資格者を将来にわたって確保していく観点から、以下の考え方にに基づき、登録要件の設定等と民間資格登録後の運用を図るべきである。

(1) 民間資格の登録要件の設定等

①登録区分の設定

民間資格の登録にあたっては、施設分野・業務分野ごとに、標準的な発注業務単位を勘案して登録区分を設定すべきである。

②登録期間の設定

資格制度の運用には、点検・診断等の技術水準を確保するため、民間資格登録後の運用として、最新の法令・基準や最新の点検技術等の資格付与試験等への反映状況などを定期的にモニタリングすることが重要である。

したがって、民間資格の登録にあたっては、一定の有効期限を設け、更新時に登

録要件を満たしているかを改めて確認すべきである。なお、登録期間は、概ね5年程度とすることが望ましい。

③登録要件の設定

(i) 団体の運営管理体制

資格取得者の継続的な輩出がなされるよう、民間資格を運営する団体において、安定的に資格付与事業又は事務（以下「資格付与事業等」という。）が運営されていることが必要である。

また、資格付与事業等を運営する団体は中立的な立場が必要であり、特定の者又は特定の企業を利するような運営体制をとってはならない。

更に、国土交通省や地方公共団体が、国民の理解を得て民間資格を活用していくためには、これらの資格や運営する団体は、社会的な信用が十分に得られるものでなければならない。

したがって、民間資格の登録にあたっては、以下の事項について確認を行うべきである。

- ・組織体制（定款又は寄付行為、登記事項証明書、株主名簿、役員名簿、役員の氏名・略歴など）
- ・財政基盤（財産目録、貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など）

(ii) 資格付与試験等の運営・審査体制

民間資格を運営する団体による資格付与試験等の運営や審査は、適切かつ公正な体制のもとで実施されていることが必要である。

このため、資格付与試験等の受験資格が広く一般に公表され、毎年継続的に試験を実施しているとともに、合否判定の基準が明確かつ適正であり、試験問題等の作成や合否判定の審査等を行う者の選任方法が適切かつ公正なものでなければならない。

したがって、民間資格の登録にあたっては、以下の事項について確認を行うべきである。

- ・試験等の運営・審査体制（資格付与事業等の目的、実施時期、実施場所、受験資格、試験問題作成者、合否判定審査員、審査・採点基準、合否判定基準など）

(iii) 資格付与試験等で求める技術的事項

資格付与試験等の内容は、技術者が保有する知識・技術が、国土交通省が求める知識・技術と同等以上であることを適切に問うものであることが必要である。

対象施設・対象業務、対象技術者のレベルにより、確認すべき項目、その内容は異なるが、概ね以下の知識等の確認が必要である。なお、施設・業務の特性に応じて適宜追加の確認項目を検討する必要がある。

1. 法令に関する知識〔法令〕
2. 技術基準、マニュアル等に関する知識〔基準〕
3. 工学的基礎知識〔工学〕
4. 経験〔経験〕
5. 点検技術、点検方法に関する知識〔点検〕
6. 診断技術、診断方法に関する知識〔診断〕
7. 補修設計技術、補修設計方法に関する知識〔補修設計〕

(iv) 資格取得者の管理体制

民間資格を運営する団体は、資格を付与した技術者が広く社会に認知・評価され、実際に活用されるよう、資格者の管理ができる体制をとっていることが必要である。

民間資格の登録にあたっては、資格付与事業等を運営する団体が、資格を取得した技術者に対し、付与した資格を証明する合格証や認定証等を発行しているか確認を行うべきである。

(v) 資格取得後の更新規定

資格付与事業等を運営する団体は、資格付与後においても、資格を付与した技術者に対し、知識・技術水準の維持・向上のための取組、あるいは最新の法令や基準、最新技術を修得させるための取組を実施していることが必要である。

このため、団体は資格に更新制度を採用し、更新時に講習の実施やCPD(※)の取組の確認など、知識・技術水準の維持・向上のための措置を講じている必要がある。

民間資格の登録にあたっては、団体が更新制度を採用しているか、更新時に維持管理に関わる最新の知見の修得を確認しているか等について確認を行うべきである。

※CPD：技術者の継続的な専門教育 (Continuing Professional Development)

(vi) 資格の消除規定

業務で契約違反や不誠実な行為を繰り返す資格取得者の活用は、粗雑業務や将来の事故等につながる恐れがある。

このため、団体は、不良・不適格な資格取得者に対し、資格を剥奪する等の措置を講じている必要がある。

民間資格の登録にあたっては、団体が資格の消除規定を設けているかについて確認を行うべきである。

(2) 民間資格の登録後の運用

① 変更の承認

登録後に申請した内容に変更が生じた場合は、資格の登録を受けた団体に対し、

その変更内容、変更時期、変更理由等について速やかな報告を求めらるべきである。

②登録後のモニタリング

資格の運営状況を定期的に把握するため、資格の登録を受けた団体に対し、登録期間中、資格付与事業等に係る事業計画書や収支計画書、団体の運営管理体制、資格付与試験等の実施内容等について、必要に応じて資料の提出を求めらるべきである。

③登録の取消

資格の登録を受けた団体が、虚偽の記載により申請を行っていた場合、登録要件を満たさなくなった場合、変更の申請を行わなかった場合、資料の提出を怠った場合などには、登録の取消を行うべきである。

なお、これらの理由により登録を取り消された団体については、一定の期間、登録を行わないような措置を講じるべきである。

5. 民間資格の評価・登録のプロセス

資格制度における、民間資格の評価・登録を適切に行っていくためには、以下の事項に留意すべきである。

(1) 国土交通省による登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化

民間資格を評価し活用していくためには、国土交通省が、民間資格の登録要件とともに、点検・診断等の業務を実施するにあたり必要とする技術水準、求める対象技術者のレベル（管理技術者、担当技術者）について、告示等の方法により対外的に広く示すべきである。

(2) 民間資格の公募

民間資格の評価・登録にあたり、あらかじめ対外的に広く民間資格を公募すべきである。

(3) 民間資格の評価・登録

応募された民間資格が登録要件に合致するかの評価にあたり、学識経験者や実務に詳しい専門家等の第三者に意見を聴く仕組みを構築すべきである。

なお、資格の評価にあたっては、評価対象となる資格の関係者は除くなど、中立性の確保に配慮すべきである。

(4) 登録の公示

登録を行った民間資格について、資格の名称、登録を受けた団体の名称等について、広く一般に公示すべきである。

(5) 登録された民間資格の活用

国土交通省は、登録を行った民間資格について、資格保有者数などに配慮しながら、維持管理に関わる業務発注時に資格要件とする等、積極的な活用を図っていくことが必要である。また、地方公共団体に対し、資格制度の活用について強く求めていくとともに、活用促進のため必要な措置を講じていくべきである。

なお、別紙に点検・診断等に必要な知識・技術について検討した結果を示す。

6. 今後の更なる検討に向けて

国土交通省においては、今回とりまとめた提言内容を踏まえ、社会資本の維持管理に関する資格制度の確立に向け、必要な措置を講ずるよう強く求める。また、点検や診断等の業務にこれらの登録した資格を取得している技術者を活用するための具体的な方法等について、今後、更なる検討を進めていくべきである。

なお、今後の課題として、以下の点について検討を深めていく必要がある。

(1) 今回の検討対象以外の施設分野・業務分野への対応

今回検討の対象に含めなかった施設、業務についても、今後速やかに民間資格の活用の必要性等について検討を行い、必要な施設、業務について、民間資格の評価・登録を実施すべきである。

また、機械設備や電気通信設備など、施設に附帯する設備等の業務についても、今回の検討を踏まえ、資格制度構築のための必要な検討を進めていくべきである。更に、今後、必要に応じ、高度な技術に関する資格への展開等についても検討を進めていくべきである。

(2) 施設・業務の分野横断的な資格への拡充、分野間の連携・調整

中小規模の市町村など技術職員の不足に直面している地方公共団体は、今後、所管する社会資本の維持管理を安定的かつ計画的に進めるため、施設分野・業務分野を超えて包括的に点検・診断業務等を発注するなど、維持管理の方法を工夫して調達方法を見直すことも想定される。

したがって、今後、複数の施設分野・業務分野を包括して維持管理のマネジメント等を行う資格など、地方公共団体の実情に応じ、登録区分を拡充していくことも検討する必要がある。

また、構造物の点検・診断等においては、単に構造物自体の損傷、劣化状況の確認のみならず、地形や気象・気候、また、これらの変化など周辺の環境にも十分留意する必要があることは改めて言うまでもなく、必要に応じて他の施設分野で登録した資格を活用するなど、関係部局が連携・調整していく必要がある。

(3) 資格取得を通じたスキルアップの仕組みの構築

民間資格には、業務経験や試験等により作業員の統括や指導監督など、より責任の

ある業務を担えるよう資格に階層を設定しているものがある。

今後、このような資格取得者に対するスキルアップの仕組みを検討していくことも、メンテナンスに関する技術者の将来の地位向上を図っていくとともに、資格制度を安定的かつ継続的に運用していくために重要と考えられる。

また、スキルアップの仕組みを構築することにより、女性や若年層の技術者の人材確保・育成にも寄与するものと考えられる。

したがって、点検等の業務において、今後、国土交通省が管理技術者と担当技術者それぞれに必要な知識・技術を設定し、民間資格を運営する団体が、管理技術者、担当技術者それぞれに対応した資格を設けるよう促すことについても、今後検討していく必要がある。

(4) 行政職員の能力向上

新設から維持管理までのプロセスを確実に実施するためには、民間事業者のみならず施設管理等の総合的な業務に従事している行政職員自身の能力向上も重要な課題である。このため、行政職員に対する研修の充実や他機関による支援体制の継続など、施設管理等の総合的な業務に係る技術力の確保とその向上を図るための措置について検討を進めていく必要がある。

(5) 新たな資格の創設

点検や診断等に係る品質の確保を早急に図るため、まずは、既存の民間資格について活用していくことが重要であるが、新たな視点での点検・診断など、既存の民間資格が存在しない場合などは、今後、必要に応じて新たな資格を創設することも含め、対応を検討する必要がある。

(6) 維持管理以外の業務範囲への展開等

社会資本の維持管理を適切に行っていくためには、当該社会資本がどのような設計に基づいて建設されてきたか、といった知識・情報も重要である。一方、社会資本の新設にあたっては、建設後どのように機能維持されるか、といった知識・情報も重要である。すなわち、社会資本の維持管理と新設は表裏一体の関係にあり、これらの業務は密接に関連している。

このため、調査、計画、設計、施工、点検、診断、補修設計といった新設から維持管理を通じた業務発注時の資格制度について、今回の検討と並行して別途検討を進める必要がある。

また、施設の調査・設計業務に係る建設コンサルタントなどの技術者の年齢構成は、高齢化が進み、経験豊富な技術者が急激に少なくなっている状況である。今後の社会インフラを支える技術者の担い手確保とその質の確保が喫緊の課題であるにもかかわらず、技術者の経験を積める機会は高度経済成長期ほどは見込めず、実務経験による技術の向上・評価が困難になると考えられる。

したがって、施設の調査・設計業務を担う技術者における今後の安定的な技術力の

確保・育成・評価を行っていくためにも、新設の調査・設計等の分野においても資格制度の構築を図るべきである。

(別紙) 点検・診断等に必要な知識・技術

業務分野等			必要な知識・技術	確認すべき資格試験等の実施内容
施設	業務	知識・技術を求める対象		
橋梁	点検	担当技術者	橋梁の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	【確認すべき資格試験等の実施内容（技術的事項）】 1. 法令に関する知識〔法令〕 2. 技術基準、マニュアル等に関する知識〔基準〕 3. 工学的基礎知識〔工学〕 4. 経験〔経験〕 5. 点検技術、点検方法に関する知識〔点検〕 6. 診断技術、診断方法に関する知識〔診断〕 7. 補修設計技術、補修設計方法に関する知識〔補修設計〕 ※対象施設・業務に応じて適宜設定
	診断	担当技術者	橋梁の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	
トンネル	点検	担当技術者	トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項（健全性の診断を除く）を確実に履行するために必要な知識及び技術	
	診断	担当技術者	トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路トンネルの定期点検要領に定められた事項（健全性の診断）を確実に履行するために必要な知識及び技術	

業務分野等			必要な知識・技術	確認すべき資格試験等の実施内容
施設	業務	知識・技術を求める対象		
堤防・河道	点検・診断	管理技術者	堤防・河道の点検・診断業務の実施にあたり、河川法施行令第9条の3及び堤防等河川管理施設及び河道の点検要領等に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	【確認すべき資格試験等の実施内容（技術的事項）】 1. 法令に関する知識〔法令〕 2. 技術基準、マニュアル等に関する知識〔基準〕 3. 工学的基礎知識〔工学〕 4. 経験〔経験〕 5. 点検技術、点検方法に関する知識〔点検〕 6. 診断技術、診断方法に関する知識〔診断〕 7. 補修設計技術、補修設計方法に関する知識〔補修設計〕 ※対象施設・業務に応じて適宜設定
		担当技術者	堤防・河道の点検・診断業務の実施にあたり、河川法施行令第9条の3及び堤防等河川管理施設及び河道の点検要領等に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術。	
砂防設備	点検・診断	管理技術者	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	
地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	

業務分野等			必要な知識・技術	確認すべき資格試験等の実施内容
施設	業務	知識・技術を求める対象		
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	管理技術者	急傾斜崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、砂防関係施設点検要領（案）に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	【確認すべき資格試験等の実施内容（技術的事項）】 1. 法令に関する知識〔法令〕 2. 技術基準、マニュアル等に関する知識〔基準〕 3. 工学的基礎知識〔工学〕 4. 経験〔経験〕 5. 点検技術、点検方法に関する知識〔点検〕 6. 診断技術、診断方法に関する知識〔診断〕 7. 補修設計技術、補修設計方法に関する知識〔補修設計〕 ※対象施設・業務に応じて適宜設定
管路施設	点検・診断 ※点検は調査に相当	管理技術者	下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な調査・診断手法により、異常の程度を適切に評価する技術及び、調査結果をもとに、緊急度等を適切に判断する能力・技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力。	
		担当技術者	下水道管路施設の調査・診断業務の実施にあたり、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異常箇所を記録する能力、技術。	
海岸堤防等	点検・診断	管理技術者	海岸堤防等の点検・診断業務の実施にあたり、海岸保全施設維持管理マニュアル等に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	

業務分野等			必要な知識・技術	確認すべき資格試験等の実施内容
施設	業務	知識・技術を求める対象		
港湾施設	計画策定	管理技術者	港湾施設の計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第4条第3項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	【確認すべき資格試験等の実施内容（技術的事項）】 1. 法令に関する知識〔法令〕 2. 技術基準、マニュアル等に関する知識〔基準〕 3. 工学的基礎知識〔工学〕 4. 経験〔経験〕 5. 点検技術、点検方法に関する知識〔点検〕 6. 診断技術、診断方法に関する知識〔診断〕 7. 補修設計技術、補修設計方法に関する知識〔補修設計〕 ※対象施設・業務に応じて適宜設定
	点検・診断	管理技術者	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第4条第3項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	
	設計	管理技術者	港湾施設の維持・修繕・改良設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第2条及び第4条第3項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	

業務分野等			必要な知識・技術	確認すべき資格試験等の実施内容
施設	業務	知識・技術を求める対象		
空港施設	点検・診断	管理技術者	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、航空法施行規則第92条、空港内の施設の維持管理指針及び空港舗装補修要領に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	【確認すべき資格試験等の実施内容（技術的事項）】 1. 法令に関する知識〔法令〕 2. 技術基準、マニュアル等に関する知識〔基準〕 3. 工学的基礎知識〔工学〕 4. 経験〔経験〕 5. 点検技術、点検方法に関する知識〔点検〕 6. 診断技術、診断方法に関する知識〔診断〕 7. 補修設計技術、補修設計方法に関する知識〔補修設計〕 ※対象施設・業務に応じて適宜設定
	設計	管理技術者	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、航空法施行規則第92条、空港内の施設の維持管理指針、空港舗装補修要領及び制限区域内工事実施指針に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	

業務分野等			必要な知識・技術	確認すべき資格試験等の実施内容
施設	業務	知識・技術を求める対象		
公園施設	点検	管理技術者	公園施設の点検業務の実施にあたり、公園施設の安全点検に係る指針(案)(平成26年度中に策定)等に定められた事項(異常の確認)を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	【確認すべき資格試験等の実施内容(技術的事項)】 1. 法令に関する知識〔法令〕 2. 技術基準、マニュアル等に関する知識〔基準〕 3. 工学的基礎知識〔工学〕 4. 経験〔経験〕 5. 点検技術、点検方法に関する知識〔点検〕 6. 診断技術、診断方法に関する知識〔診断〕 7. 補修設計技術、補修設計方法に関する知識〔補修設計〕 ※対象施設・業務に応じて適宜設定
		担当技術者	公園施設の点検業務の実施にあたり、公園施設の安全点検に係る指針(案)(平成26年度中に策定)等に定められた事項(異常の確認)を確実に履行するために必要な知識及び技術。	
	診断	管理技術者	公園施設の診断業務の実施にあたり、公園施設の安全点検に係る指針(案)(平成26年度中に策定)等に定められた事項(異常の確認を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力。	
		担当技術者	公園施設の診断業務の実施にあたり、公園施設の安全点検に係る指針(案)(平成26年度中に策定)等に定められた事項(異常の確認を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術。	